

I. 給水装置工事施工基準

1 総則

1.1 目的

この基準は、給水装置の工事及び管理を適正かつ合理的に行うため、水道法、同施行令、瑞浪市水道事業給水条例、同施行規程、瑞浪市指定給水装置工事事業者規程等に基づき、給水装置工事の設計と施工について定める。

1.2 適用

- (1) この基準は、本市の水道より給水する給水装置工事に適用する。
- (2) 5.5 その他の関係する申請に掲げる道路占用許可等、この基準に寄らないものの必要となる許可等については、所管の関係官公署等と十分に協議すること。
- (3) この基準の適用に疑義が生じた場合は、管理者と事前に協議すること。

1.3 給水装置の定義

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の布設した配水管から分岐して設置された給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

1.4 給水装置の種類

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 専用給水装置 | 1 個のメーターにより一世帯又は一箇所専用するもの。 |
| (2) 共同専用給水装置 | 1 個のメーターにより二世帯又は二箇所以上専用するもの。 |
| (3) 共用給水装置 | 給水管を二世帯又は二箇所以上で共用するもの。 |
| (4) 消火栓 | 私設又は公設として消防用に使用するもの。 |

1.5 給水装置工事の区分

給水装置の工事区分は次に掲げるものとし、その用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 新設工事
給水区域内に布設してある配水管等より分水し給水装置を設置する工事をいう。
- (2) 改造工事
すでに設置してある給水装置の一部又は全部を撤去し新たに給水装置を設置する工事をいう。
- (3) 増設工事
すでに設置してある給水装置に新たに給水装置を追加する工事をいう。
- (4) 仮設工事
給水区域内において一時的に給水を行う目的で給水装置を設置し、給水の目的が達成された後には、設置した給水装置を撤去するまでの工事をいう。
- (5) 撤去工事
給水装置を撤去し、分水栓で閉栓する工事をいう。

1.6 メーター設置基準

1. メーターは原則として、官民境界から1 m以内の検針しやすい場所に設置し、かつ配水管からメーターまでの延長は最短とすること。
2. 1つの建造物ごとに1個のメーターを設置することを基本とする。ただし、同一敷地内で同じ目的に使用されるものについては、建造物の棟数に関係なく1個のメーターを設置する（学校、病院、工場、寮、娯楽場及びプール、倉庫、駐車場、独立した運動場等）。
3. 1つの建造物であっても、構造上、利用上独立して使用される区画（店舗、事務所、多世帯住宅等）に給水装置を設置する場合は、それぞれに1個のメーターを設置する。
4. 同一敷地内であっても建物が独立し、風呂、台所等が別々にあり、明らかに生活形態が分かれている場合は、それぞれに1個のメーターを設置すること。ただし、共同専用給水装置として1個のメーターで複数の建物の給水を行う場合は、必ずその旨の届出を行うこと。
5. 接道している土地に近接した別の土地で水道を使用するにあたり、それぞれの土地の所有者又は使用者が同一であっても、次の場合はそれぞれの土地にメーターを設置すること。
 - (1) それぞれの土地が、他の者が所有又は使用する土地を介し、離れている場合。
 - (2) それぞれの土地が、公道、河川等によって分断されている場合。ただし、それぞれの土地が建築基準法上の「敷地（一団の土地）」と認められる場合はこの限りではない。（建築基準法第43条ただし書き）
6. 車両の駐停車位置や荷物置場となる箇所、及び土砂や砂泥が流入する箇所、建築物の内部、シャッター・門扉等の内側には、メーターを設置しないこと。もし、これらの箇所にメーターを設置せざるを得ない場合は、管理者と協議すること。
7. 車両が通過する等、メーターやメーターボックスに荷重がかかる箇所へのメーター設置は避けること。これら箇所にメーターを設置せざるを得ない場合は、鋳鉄製のメーターボックスを使用する等、対策を講じること。

1.7 給水方式

1.7.1 直結直圧式

配水管のもつ水量、水圧等の供給能力の範囲で、その末端の給水口まで給水する方式で、地上2階及び地下1階までの建物に給水する場合に適用する。

（地上2階とは、給水管取り出し道路を基準とする。）

また、別途定める「中層階直結直圧給水施工基準」に適合する場合は、4階までの建物にも適用する。

なお、給水管の途中にポンプ等の増圧装置を設置する直結増圧式による給水は認めない。

1.7.2 受水槽式

3階以上の建物又は、一時に多量（設置する水道メーターの適正流量範囲を超える量）の水を使用する給水装置を設置する場合に適用する。

ただし、次のような場合は3階以下の建物でも受水槽を設置すること。

- (1) 病院又は工場等で、災害時、事故等による水道の断滅水時にも、給水の確保が必要な場合。
- (2) 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。

- (3) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- (4) 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。

1.7.3 直結直圧受水槽併用式

3階以上の建物で1階又は2階までの部分を直結直圧で給水しそれ以上の部分を受水槽から給水する場合。

ただし、直圧部と受水槽二次側を結合してはならない。

2 給水装置の構造及び使用材料

2.1 給水装置の構造

- (1) 給水装置は、水圧、土圧、地震力、その他の加重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染される、又は、漏れるおそれがないものでなければならない。
- (2) 給水装置は、電食、土壌腐食及び凍結等により給水管の破損のおそれのある箇所は、適当な防護装置を施すこと。
- (3) 給水主管は、漏水時の修繕を容易なものとするため、構造物の下の通過を避けること。
- (4) 給水装置には、ポンプその他水撃作用を生じるおそれのあるものを直結してはならない。
- (5) 当該給水装置以外の水管（井戸等）その他の施設に連結してはならない。
- (6) 給水装置は、逆流及び汚染の恐れがなく、停滞水が生じないようにすること。
- (7) 給水管中に空気が停滞するおそれのある箇所には、排気装置を設置すること。
- (8) 別個のメーターで計量されている給水装置は、相互連絡をしてはならない。
- (9) 減圧が必要となる地域においては、給水装置に減圧弁の設置を考慮すること。なお、設置する減圧弁は、管理者と協議して選定すること。
- (10) 給水装置は、維持管理が容易な構造・配管とすること。
- (11) **メーター交換時の戻り水を抑制するため、メーターの二次側直後に逆止弁を設置すること。**
- (12) メーター二次側に、水道水に何らかの効用・機能を付加すること等を目的とした部品・器具等を取り付ける場合には、その部品・器具等よりも上流に逆止弁を設置すること。

2.2 給水装置の材料及び器具

給水装置に使用する材料及び器具は、すべて衛生上無害で耐食性に優れ、厚生省令に定める性能基準に適合したものとする。

基準適合品は次による。ただし、第三者認証品及び自己認証品等を使用したい場合は、管理者と事前に協議すること。

- (1) 日本工業規格（JIS）品
日本工業技術院が規格制定したもの
- (2) 日本水道協会規格（JWWA）品
日本水道協会が規格制定したもの
- (3) 管理者指定品
瑞浪市水道事業管理者がその使用について指定承認したもの

2.3 洗浄弁式大便器

洗浄水槽を有しない洗浄弁式大便器については、逆流防止機能及び負圧破壊性能等の性能基準に関する、日本水道協会の認証登録を受けた器具に限り使用してもよい。

3 給水装置の設計

3.1 調査と協議

3.1.1 調査

調査に当たっては、次に示す調査事項の事前調査及び現場調査を十分行い、設計に必要な資料を収集すること。

- (1) 給水区域
- (2) 配水管の埋設状況
- (3) 配水管、東部広域水道管、N T T地中線及びその他の地下埋設物の埋設状況
- (3) 関係のある既設の給水装置
- (4) 建築配置図と関係図面
- (5) 道路の種別
- (6) 河川と水路
- (7) 権利関係（土地所有者、水道所有者、使用者等）の確認
- (8) 分岐点（配水管及び給水管）と給水口の高低差
- (9) 現場付近の水圧
- (10) 新設給水管の種類及び引込位置
- (11) 使用水量、用途、使用期間及び使用人員
- (12) メーター及び止水栓の設置位置
- (13) 給水口の位置と取付器具の種類、数量

3.2 給水管及びメーターの口径決定

3.2.1 設計水量

- (1) 1戸の場合（一般住宅）

【表1】

水栓数	同時使用水栓数	同時使用率を考慮した設計数量 (L/min)
1	1	1.2
2～7	2	1.7
8～10	3	2.4
11～15	4	3.2
16～20	5	4.0
21～25	5.5	4.4

- (2) 2戸以上の場合（給水主管の設計数量）

1戸の水量を1.7～2.4 L/minとし、給水戸数に同時使用戸数率（表2）を乗じた水量とする。なお、給水主管が口径20mmの場合は対象の給水戸数に1戸、口径25mmの場合は対象の給水戸数に2戸を追加した戸数で算出すること。

【表2】同時使用戸数率

戸数	1 3	4 10	11 20	21 30	31 40	41 60	61 80	81 100	100 以上
同時 使用率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50	50

3.2.2 設計水圧

設計水圧は、表3による。

【表3】

配水管最小動水圧 (P)	設 計 水 圧
0.25MPa 以上	0.20MPa
0.25MPa 未満	P-0.05MPa

- 注) 1. この設計水圧によることが適当でない特殊な場所に給水する場合は、管理者と事前に協議すること。
2. 3～4階直結給水の設計水圧は別途定める。

3.2.3 口径の決定

1. 一般住宅

(1) メーター口径

メーター口径は、表4により水栓単位数を求め、表5で口径を求めること。

【表4】水栓換算表

水栓口径 (mm)	13	20	25
口径別流量を考慮した水栓単位数	1	3	6

【表5】

水栓単位数	メーター口径 (mm)
7以下	13
8～15	20
16～25	25

注) 1. メーター口径は給水主管及び取り付け器具口径より小さくしてはならない。

2. 給湯器が貯湯式の場合は、水栓数に含めること。

(2) 管口径の決定

水圧、流速、動水勾配、図表等により決定すること。

【表6】器具類損失水頭の直管換算表

種別 \ 口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200
止水栓(甲)	3.0	8.0	8.0	20.0	25.0	30.0				
逆止弁付副止水栓(ボール式)	4.7	6.2	7.8	-	12.2	-	-	-	-	-
給水栓	3.0	8.0	8.0							
分岐(直流)	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.2	1.8	4.0
分岐(分流)	1.0	1.0	1.5	2.0	2.0	3.0	4.5	6.5	9.0	14.0
逆止弁	4.5	6.0	7.5	10.0	11.8	13.3	5.7	7.6	12.0	15.0
スルース弁・ボール弁	0.2	0.2	0.3	-	0.4	0.4	0.6	0.8	1.2	1.4
ボールタップ	29.0	20.0	15.0	-	20.0	18.0				
定水位弁	-	-	13.0	9.0	23.0	29.0	26.0	36.0	58.0	-
45° 曲管	0.4	0.5	0.5		0.9	1.2	1.5	2.0	2.0	3.0
90° 曲管	0.6	0.8	0.9		1.0	1.5	2.0	3.0	4.0	5.0
異形接合	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0				
メーター	3.0	7.7	15.0	-	15.3	20.0	20.0	40.0	12.0	17.0
Y型ストレーナ	0.5	2.0	5.0	5.7	9.1	11.0	11.0	26.0	33.0	105.0

注) ソケット等継手部の損出を換算総延長の5～10%加えること。

2. その他（集合住宅、事務所、学校等）

(1) メーターの口径

メーター口径は、給水管の口径、使用水量及び同時使用率等を考慮して定めること。

(2) 給水管口径の決定

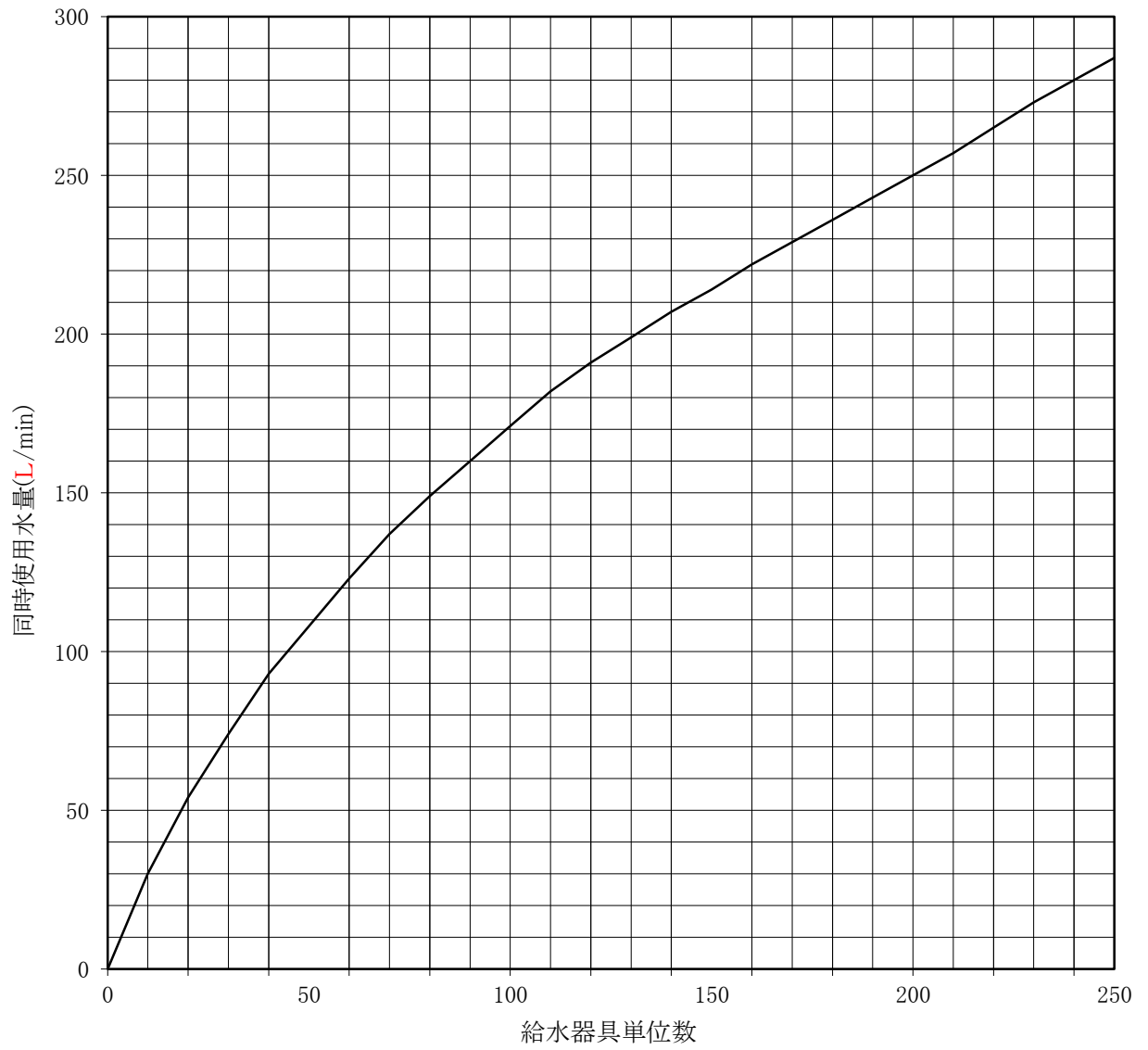
多数の人が使用する建物で水栓器具が多い場合は、給水器具単位数（表7）と同時使用水量図表（表8～9）を用いて、設計水量を求め、管口径を定めること。

【表7】給水器具単位数

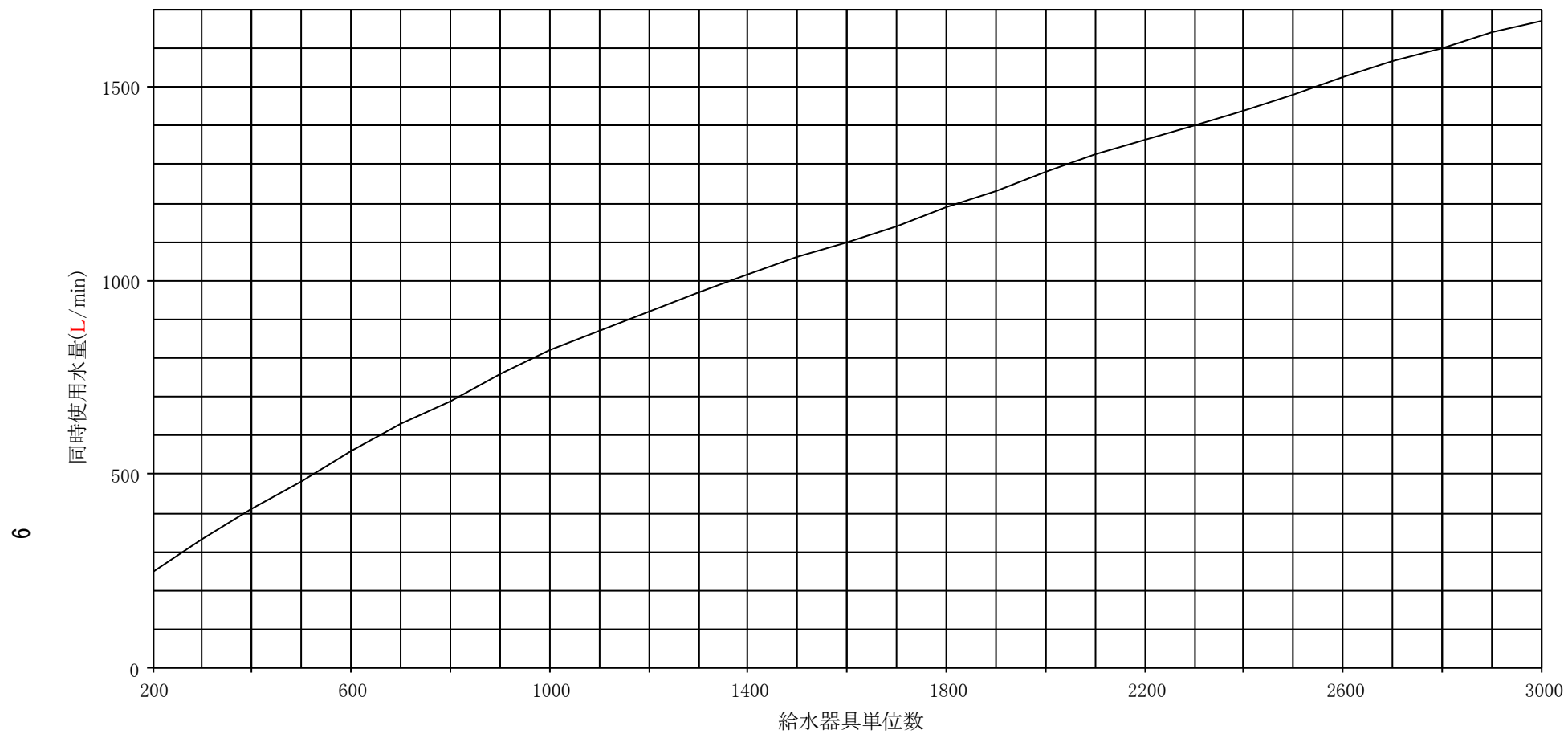
給水器具		器具単位数	
		個人用	公共用及び事業用
大便器	洗浄弁	6	10
	洗浄水槽	3	5
小便器	洗浄弁	—	5
	洗浄水槽	—	3
洗面器	水栓	1	2
手洗器	水栓	0.5	1
浴槽	水栓	2	4
シャワー	混合弁	2	4
台所流し	水栓	3	4
調理場流し	水栓	2	5
洗面用流し	水栓	—	3
湯沸かし器	ボールタップ	—	5

注) 1. 上記は、個人用洗面器を1とし、これと比較した数値である。個人用とは、アパート
独身寮等の集合住宅の場合、公共用及び事業用とは、事務所、学校、保育所その他多
数の人が使用する建物に設置した場合に適用する。

【表 8】



【表 9】



6

3. 設計動水勾配及び流速、流量

給水管の流速、流量の上限は表 10 に示すとおりとする。

【表 10】

口径 (mm)	流速 (m/sec)	動水勾配 (0/00)	流量 (L/min)
13	2.0	390	17
20	2.0	250	38
25	2.0	180	59
30	2.0	150	85
40	2.0	110	151
50	2.0	90	236
75	2.0	70	530
100	2.0	50	942
150	2.0	30	2,121
200	2.0	20	3,770

注) 動水勾配は、口径 50mm 以下はウェストン公式、口径 75mm 以上はヘーゼン・ウィリアムズ公式 (C=120 とした場合) による。

4. メーターの口径別使用量

メーターの口径別使用量の上限は表 11 に示すとおりとする。口径選定に当たってはメーターの適正使用流量範囲及び一時的使用の許容流量並びに 1 日当りの使用量を考慮して決定すること。

【表 11】

口径 (mm)	1ヶ月当りの使用量上限 (m ³ /月)
13	85
20	170
25	190
30	340
40	700
50	2,100
75	4,200
100	6,700
150	12,500
200	21,700

注) 水道メーターの適正流量と月間使用量は日本水道メーター工業会の資料による。

3.2.4 損失水頭

1. 摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は次によるものとする。

- (1) 管径 50 mm 以下の場合はウェストン公式を使用するものとする。
- (2) 管径 75 mm 以上の場合はヘーゼン・ウィリアムズ公式を使用するものとし、流速係数 C の値は表 12 に示すとおりとする。

【表 12】 流速係数 C の値

管 種	C の値
塩化ビニル管	140
新しい铸铁管	120
古い铸铁管	100

2. その他の損出水頭

配水管の土被り ($H = 0.6 \text{ m} \sim 1.2 \text{ m}$)、給水栓までの高さなどがある。

4 工事の施工

4.1 給水管の分岐

- (1) メーター数に関係なく建築基準法上の敷地ごとに、1分岐を原則とする。
- (2) 配水管より分岐する給水管の最小口径は 20 mm とする。
- (3) 配水管より分岐する給水管の口径は、分岐される配水管の口径より小さいものでなければならない。
- (4) 配水管からの分岐は、他の給水装置の分岐及び継手等から 30 cm 以上離すこと。
- (5) 分岐する給水管の口径が 40 mm までは、サドル分水栓を使用し、25 mm までは継手一体型を使用すること。
- (6) 分水栓サドル部は、防食フィルムで保護すること。
- (7) 分岐する給水管の口径が 50 mm 以上は、不断水割丁字管を使用すること。また、分岐に際し、必ず管理者と事前協議を行うこと。
- (8) 本管が铸铁管及びダクタイル铸铁管の場合は穿孔後、密着コアを装着すること。
- (9) 水道本管よりメーター 1 次側までの給水管は、口径 50 mm までは原則として水道用ポリエチレンパイプ第 1 種二層管とする。
- (10) 配水管より給水管を分岐する施工日は土日祝日を避けること。やむをえず土日祝日に施工する場合は管理者と事前の協議を行うこと。

4.2 止水栓等の設置

次の場合、メーター装置止水栓及び仕切弁とは別に、管理者の承認する場所に止水栓又は仕切弁を設置すること。なお、止水栓及び仕切弁並びにそのボックスは、管理者指定品とする。

- (1) 官民境界 1 m 以内にメーターを設置することができない場合。
- (2) 給水管が公道等を縦断する場合。

4.3 メーター及びメーター装置

1. メーターの設置

メーターの位置は、次の事項を遵守のうえ、管理者の承認する場所に設置すること。

- (1) メーターの設置位置は、原則として官民境界1 m以内とすること。
- (2) メーターの設置位置は、汚染、損傷のおそれがなく、道路に近接した場所で、不在でも検針できる場所を選定すること。
- (3) メーターは、原則として給水栓より低位置に、かつ水平に設置すること。
- (4) メーター装置は地面に設置すること。
- (5) 地下水位の高い場所でのメーター設置は避けること。
- (6) 土地形状や建築物の構造上の都合により、本項(1)から(5)に寄りがたい場合は、管理者と協議を行うこと。

2. メーター装置

- (1) メーター口径25 mmまでのメーター一次側止水栓はボール副栓付開閉防止型止水栓(瑞浪市型)とし、メーターボックス内に設置すること。
- (2) メーター口径30 mm及び40 mmは、メーターボックス内、メーター一次側に逆止弁付ボール止水栓(伸縮形)、二次側にソフトシール仕切弁を設置すること。
- (3) メーター口径50 mmは遠隔指示式を基本とし、メーター一次側に鋳鉄製ソフトシール仕切弁、メーターボックス内、メーター二次側に逆止弁(フランジタイプ伸縮形)及びソフトシール仕切弁を設置すること。
- (4) メーター口径75 mm以上は遠隔指示式を基本とし、メーター一次側に鋳鉄製ソフトシール仕切弁、二次側に逆止弁及び鋳鉄製ソフトシール仕切弁を設置すること。
- (5) メーターの凍結が想定される場所に設置するメーターボックスは、耐寒型を考慮すること。
- (6) 口径13 mmのメーターの両端にはメーター片落管(20×13)を取り付け、一次側止水栓は20 mm通しとする。
- (7) **3.2.3 口径の決定**の算定により求められたメーター口径より小口径のメーターを設置する場合は、設置するメーターと同口径、もしくは同流量の定流量弁等をメーター二次側のメーターボックス直後に設置すること。
- (8) 一般住宅への給水装置の設置において、**3.2.3 口径の決定**の1. 一般住宅にて算出されたメーターの口径が20 mmの場合に限り、水道使用者の希望があった場合には、(7)の規定に限らず、口径13 mmのメーターを設置することができるものとする。ただし、本号により口径13 mmのメーターを設置する場合には、水圧低下等が発生した場合でも管理者に対して異議申し立てしない旨、水道使用者が誓約することを条件とする。

4.4 給水管の埋設

- (1) 本管から取り出した給水管を埋め戻す場合は、本管から官民境界までの給水管の管頂約30 cmのところ水道管理設標識シートを布設すること。
- (2) 公道及び公道に準ずる私道並びに歩道に布設する給水管の埋設深は、60 cm以上とする。また、宅地内は30 cm以上とする。ただし、埋設深は管頂からの寸法をいう。
- (3) 給水管を布設する場合は管底10 cm、管頂10 cmを山砂で保護すること。ただし、サドル

分水栓等は、その頂部から10cmとする。

- (4) 側溝下に布設する給水管は、側溝の前後1mを保温材等にて保護すること。
- (5) 鋳鉄管を使用する場合はポリスリーブで保護すること。
- (6) 掘削部分の埋め戻しは20cmごとに転圧すること。
- (7) 舗装復旧工事は、道路区分に従い原形復旧すること。車線等のラインについても同様とする。

4.5 水圧試験

次の水圧試験を行うこと。

- (1) 本管より分岐する時は、サドル分水栓を装着した状態で穿孔前に1.75MPaの静水圧を10分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないことを確認した後、穿孔すること。
- (2) 工事が完成した場合は、メーター二次側の給水装置に1.0MPaの静水圧を10分間加えて水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないことを確認すること。ただし、メーター二次側に既設給水装置が存在する場合は、協議のうえ管理者が指定する静水圧とすることができる。
- (3) 上記のいずれかの水圧試験後、給水管静水圧を測定し記録に残すこと。また、(1)・(2)の水圧試験は記録に残し完成給水原簿（瑞浪市水道事業給水条例施行規程様式第2号（第3条関係））（以下「完成原簿」という。）とともに提出すること。

4.6 写真撮影

本管から給水管の取り出しを行った場合は本管からメーターまでの写真撮影を行い、完成原簿とともに提出すること。給水管が長距離となる場合であっても全区間を撮影すること。

1. 管理者が立ち会った場合

- (1) 本管分岐部に給水管を装着した状態でスケールを当て、埋設深が分かる写真。
- (2) 道路側から宅地側引き込みの給水管が分かるよう周りの景色も入れた写真。
- (3) 舗装道路の本復旧及び車線等のライン復旧をしたことが分かる写真。

2. 管理者が立会いできなかった場合

本管から給水管の取り出しは立会いを原則とするが、止むを得ない事由により立会い出来なかった場合は、立会いを行った場合の写真に加え次の写真も提出すること。

- (1) 山砂で保護したことがわかる写真。
- (2) 水道管理設標識シートを布設したことがわかる写真。

5 申請及び審査

5.1 給水装置新設等の申請

- (1) 給水装置工事を申し込むときは、あらかじめ瑞浪市指定給水工事事業者の中から施工者を定めると共に設計給水原簿（瑞浪市水道事業給水条例施行規程様式第1号（第2条関係））（以下「設計原簿」という。）に必要事項を記入して管理者に申請し、承認を得なければならない。
- (2) 新設工事等により給水装置の使用を開始しようとする者は、(1)の承認を得たのち、工事に取り掛かる前に分担金及び検査手数料を納付すること。

- (3) 施工者が工事の一部を他人に施工させる場合は、一工事ごとに工事下請人願に工事を行う者の給水装置工事主任技術者免状の写しを添え提出し、承認を得ること。
ただし、その場合にあっても元請負業者は現場監督員を定め工事の監督を行うとともに、工事に関して全ての責任を負うものとする。

5.2 設計審査及び材料検査

- (1) 設計原簿により、設計及び材料審査を受けなければならない。
- (2) 設計原簿には位置図、分岐取出図、メーター位置図、給水装置平面図その他必要事項を記入すること。
- (3) 設計原簿にはメーター口径決定根拠となる計算等を記入すること。
- (4) 給水装置の平面図には、使用材料及びその数量等が分かるよう記入すること。
- (5) 給水管を他者の所有地を通して布設する場合や他者の給水装置から分岐する場合は、その土地あるいは給水装置の所有者の承諾を得ること。なお、改造工事にて、既設部分が他者の承諾を受けている場合は、改めて承諾を得ること。
- (6) メーターが、**4.3 メーター及びメーター装置の1.**メーターの設置の(1)に規定される位置（官民境界から1m以内で、かつ、配水管からメーターまでの延長が最短となる位置）に設置できない場合は、規定される位置に甲止水栓等を設置すること。併せて、甲止水栓等からメーター装置の間で漏水が発生した場合には、給水装置所有者にて修繕を行い、修繕がなされない場合には給水の停止を承諾する旨の誓約書を提出すること。

5.3 給水装置工事完成検査の申請

1. 給水装置工事が完了した時は、速やかに給水装置工事(中間・完成)検査申込書（瑞浪市水道事業給水条例施行規程様式第3号（第4条関係））と完成原簿を提出し、検査を受けなければならない
2. 配水管から分岐して給水管を設置する部分の工事完了後には中間検査、それ以外の工事の完了後には完成検査とする。
3. 完成検査では次の写真を完成原簿に添付して提出すること。
 - (1) 本管から給水管の取り出しを行った場合、本管分岐部に給水管を装着した状態でスケールを当て、埋設深が確認できる写真。
 - (2) 本管から給水管の取り出しを行った場合、道路側から宅地側へ引き込んだ給水管の埋設状況が確認できる写真。
 - (3) メーターの設置位置が確認できる写真。
 - (4) **4.3 メーター及びメーター装置の2.**メーター装置(6)を施工（口径13mmのメーターの両端にメーター片落管（20×13）を取り付け、一次側止水栓を20mm通し）した場合、その施工が確認できる写真。
 - (5) その他、管理者が必要とする写真。

5.4 給水開始の申請

- (1) 新設又は仮設した給水装置を使用する場合は中間検査に合格したのち給水装置使用開始申込書（瑞浪市水道事業給水条例施行規程様式第4号（第6条関係））を提出し、メーターの貸与を受けた後に使用を開始すること。

- (2) 新設した給水装置を一度も使用することなく休止する場合は、(1)の様式に併せて「給水装置使用（開始・**休止**・廃止）届（瑞浪市水道事業給水条例施行規程様式第5号（第6条、第9条関係））を提出し、給水装置の使用休止を届け出ること。
- (3) 改造により増径したメーターを設置する場合や、再開した給水装置に施行者がメーターを設置する場合は、管理者と事前に協議を行うこと。

5.5 その他の関係する申請

給水管を公道等に布設する場合、次の申請が必要となる。

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| (1) 市道占用申請 | 市道内に給水管を布設する場合（3部） |
| (2) 法定外公共物占用申請 | 法定外公共物（赤道・青線）内に給水管を布設する場合（3部） |
| (3) 県道占用申請 | 県道に給水管を布設する場合（3部） |
| (4) 国道占用申請 | 国道内に給水管を布設する場合 |
| (5) 河川法関係許可申請 | 河川区域・河川保全区域内に給水管を布設する場合（3部） |
| (6) 砂防指定地内行為許可申請 | 砂防指定のかかっている地内に給水管を布設する場合（3部） |

6 その他

この基準に定めなき事項は、次の文献資料を参考に管理者と協議すること。

- (1) 「給水装置工事技術指針」 監修：(財)給水工事技術振興財団
- (2) 「空気調和・衛生工学便覧 給排水衛生設備編」 監修：(社)空気調和・衛生工学会

7 附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

この改訂基準は、平成17年4月1日から施行する。

この改訂基準は、平成20年4月1日から施行する。

この改訂基準は、平成23年4月1日から施行する。

この改訂基準は、平成25年4月1日から施行する。

この改訂基準は、平成30年4月1日から施行する。

この改定基準は、令和5年4月1日から施行する。

この改定基準は、令和6年4月1日から施行する。